

社会福祉法人豊頃愛生協会

総合事業第一号通所事業

デイサービスセンターとよころ苑

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊頃愛生協会
- (2) 法人所在地 北海道中川郡豊頃町茂岩 49 番地 78
- (3) 電話番号 015-574-2627
- (4) 代表者氏名 理事長 石塚周二
- (5) 設立年月日 昭和57年7月9日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 総合事業第一号通所事業(介護予防通所介護相当)
第0174700070号(平成18年4月1日指定)
※当事業所は特別養護老人ホームとよころ荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 要支援状態にある高齢者に対する、介護予防通所介護相当サービスの提供を目的とします。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターとよころ苑
- (4) 事業所の所在地 北海道中川郡豊頃町茂岩 49 番地 78
- (5) 電話番号 015-574-2627
- (6) 管理者(施設長) 施設長 金川正次
- (7) 事業所の運営方針 当事業所は、介護保険法の趣旨に従い、契約者が可能な限り、その居宅における生活の継続を念頭において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とします。
- (8) 開設年月 平成6年2月15日
- (9) 利用定員 定員18名/1日(指定地域密着型通所介護事業の利用者と併せて)

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 豊頃町内全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し、8月15日から16日、12月31日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 (内、サービス提供時間は午前10時から午後4時00分)

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職

員を配置しています。

<主な職員配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1 管理者・施設長(兼務)	1名	1名
2 事業課長	1名	一名
3 生活相談員	1名	1名
4 看護職員	1名	1名
5 介護職員	3名	2名
6 機能訓練指導員(兼務)	1名	1名
7 調理職員	1名	一名
8 栄養士(兼務)	1名	一名
9 運転職員	1名	一名
10 事務職員	1名	一名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ☆原則として職員1名あたり15名以内のお世話をしております。
2. 看護職員	勤務時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	月曜日～金曜日

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 } があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。

<サービスの概要>

①食事

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

・12時15分～

②入浴

・一般浴槽にて身体の状況に応じて入浴でき、自立支援への介助をします。

③アクティビティサービス

・集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

④送迎サービス

・ご契約様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、1キロメートルにつき30円の交通費をご負担いただきます。

⑤生活相談

・生活相談員がご契約者の生活相談に応じます。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約が保険給付の申請を行うのに必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護相当サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金:1回あたり 504円

③レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と

する場合には実費をご負担いただきます。

⑤紙おむつ代

必要に応じて用意しておりますので、ご希望がありましたらかかった費用を実費でいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する自由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、以下によりお支払い下さい。

お支払い方法:現金集金を原則といたしますが、特別な事情等がある場合には申し出下さい。

領収書の発行:お支払いの際に領収書を発行いたします。

(4) 利用の中止、変更、追加

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、第一号通所事業(介護予防通所介護相当)サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービス実施日の前までに事業者へ申し出てください。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

(1) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合

(2) 月途中で要支援から要介護に変更となった場合

(3) 月内で介護予防短期入所生活介護サービスを受けた場合

☆月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6 苦情の受付について (契約書第13条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 杉村 剛美

○苦情受付時間

毎週月曜日から金曜日(午前 8時30分から午後 5時30分)

015-574-2627

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

○第三者委員

河原 則 行 015-574-3818

高 倉 明 015-574-2291

(2) 行政機関その他苦情受付機関

豊頃町福祉課	所在地 豊頃町茂岩本町 125 番地 電話番号 015-574-2214 係名 福祉係
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号 011-231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 7 丁目 北海道社会福祉協議会内 電話番号 011-204-6310

6 緊急時の対応

ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡し、その指示に従い措置を講じます。

7 非常災害時の対応

火災または地震等の非常事態が生じた場合は、速やかに消防署及び防火管理者へ連絡するとともに、社会福祉法人豊頃愛生協会の定める防火管理規程に基づき、防火隊を組織し、災害による被害を最小限に止めるよう努めます。

☆防 災 設 備：毎年保守点検業務者や消防機関と連携して、非常時における体制を整えています。

☆防 火 訓 練： 消火及び通報並びに避難訓練を年2回実施しています。

☆防火管理者： 生活相談員 杉 村 剛 美（防火管理者資格有）

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに北海道及び市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。